

市庁舎整備に係る公民連携（PPP）事業の提案を募集に係る「問い合わせ」内容
 についての情報提供

提案者の資格について	
Q	柏原市入札参加有資格者名簿に登録されていなければ提案できないか。
A	原則ではあるが、募集要綱に記載のとおり、提案者が登録されていない場合、柏原市の登録業者とコンソーシアムを構成することを前提にしている場合は、この限りではないとしている。

施設概要等（提案の前提要件や提案に期待する機能等）について	
Q	市庁舎を含めた敷地の有効活用方法は自由提案だが、市庁舎の整備の提案に施設概要等は遵守事項か。
A	原則ではあるが、余剰地をより多く確保したい場合に別館も含めた市庁舎整備の提案を行うことは可能。 ただし、別館の継続使用は建設費の抑制を考えたもの。別館も含めた市庁舎整備を提案される場合は、別館を継続使用とした趣旨を踏まえ、総合的に費用抑制が図られる提案としてもらいたい。

市民文化会館について	
Q	市民文化会館を含めた提案は可能か。
A	市民文化会館も含めた提案も可能。ただし、市庁舎と一体的な建替え等の提案は費用的にも難しいと考える。

河川区域と河川保全区域、国道 25 号との位置関係について	
Q	敷地の有効活用について、河川区域と河川保全区域、国道 25 号との位置関係についてご教示願いたい。
A	既存資料による位置関係を図示する。この図は机上調査であるため、参考資料とする。（明示等の資料でないため）